

2008年9月11日
(平成20年)

藤沢市選挙管理委員会
委員長 二上 喬 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

検察審査員候補者に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び提供すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2008年8月28日付けで諮問（第345号）された検察審査員候補者に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び提供すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号及び第2項第4号の規定による目的外に利用すること及び提供することの必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(3)に述べるところにより認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性は、「3 審議会の判断理由」の(4)に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用すること及び提供することの必要性並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

従来より、公訴権の行使に関して民意を反映させてその適正を図る目的で検察審査会制度が実施されてきたが、裁判員制度の導入を契機に裁判員制度と検察審査会制度の事務の共通化を図る目的で法律改正がなされた。

その中で、今まで各市区町村の選挙管理委員会で行っていた検察審査員候補者の資格審査及び各候補者に対する名簿登載通知の実施等の事務が検察審査会に移管されることになり、各市区町村の選挙管理委員会では検察審査員候補者予定者の選定のみを行い、検察審査員候補者予定者名簿の調製・送付を管轄の検察審査会に対して行うこととなった。

このような事務の移管に伴い、検察審査会では欠格事由（前科・破産等）の資格調査を行う際に必要となる本籍地情報を、今回の法律改正により、「当該市区町村の選挙管理委員会が検察審査会に送付する検察審査員候補者予定者名簿に付して本籍を回答するよう求めることができる」という規定を設け、裁判員制度と同様に各市区町村の選挙管理委員会に回答するように求めているが、本来、選挙管理委員会では本籍地情報の取扱い権限が無いため、本籍地情報の収集、目的外の利用及び提供、目的外の利用及び提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

本来、本籍地の情報は、選挙管理委員会では取扱い権限を保有しておらず、住民基本台帳を管轄する市民窓口センターに帰属しているが、検察審査会制度と裁判員制度の事務の共通化を目的に配布された名簿調製支援プログラム（後述）を使用して検察審査員候補者予定者を抽出すること及び資格調査のための事務処理の効率性を考慮しても市民窓口センターから本籍地情報を収集することが望ましいと考える。

(3) 個人情報を目的外に利用すること及び提供することの必要性について

検察審査員となるためには、欠格事由に該当しないことが求められる。そのため検察審査会では検察庁に対して「資格調査」を実施し、審査員としての適性を判断するが、その際、各市区町村の選挙管理委員会に求めている本籍地情報を利用して照会するため、検察審査員候補者予定者名簿に本籍地情報を付加

し提供することは事務処理上、必要なものとする。

また、この作業は制度の円滑な運営のために、全国統一の作業とされることから必要と考えるものである。

ア 根拠となる条文

検察審査会法施行令第8条の3

「検察審査会事務局長は、市町村に対し、候補者について本籍を照会するときには、当該市町村の選挙管理委員会が当該検察審査会事務局に送付する検察審査員候補者予定者名簿に付して本籍を回答するよう求めることができる。」

なお、対象者の抽出は毎年行われ、検察審査員候補者予定者の名簿調製に係る本籍地情報付加作業は全国各市区町村の統一事務とされるものである。

イ 提出先での個人情報の取扱い規程について

提出先である検察審査会における個人情報の取扱いについては、最高裁判所から下級裁判所に対しての通達により必要な措置等が定められている。

「下級裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の適切な管理について」（平成18年3月17日付け最高裁総一第000346号事務総長通達）

(4) 個人情報を本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略することについて

藤沢市における検察審査員候補者予定者の対象者数は、裁判員候補者予定者の対象者数と比べると、人数的には多くはないが、対象者の抽出方法を裁判員候補者予定者の抽出と同様に「名簿調製支援プログラム」により行うこととされたことにより、プログラム上、先ず全ての有権者に本籍地情報を付加するため（後述）、対象者は多数となり、本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに係る管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため通知書の省略を行いたい。

また、各市区町村の選挙管理委員会における抽出作業は検察審査員の候補者予定者を選定するもので、選挙管理委員会が送付した検察審査員候補者予定者名簿を基に検察審査会が作成する検察審査員候補者名簿に記載された場合には、検察審査会より候補者に対して通知を行うため、候補者予定者選定の段階での通知は、二重通知による混乱も予想されることから省略を行いたい。

なお、個人情報の目的外提供等については、市の広報紙等により周知を図っていきたいと考えている。

(5) コンピュータ処理する必要性について

ア コンピュータ処理する必要性

検察審査員候補者予定者の抽出については、裁判員候補者予定者の抽出同

様に、前段階としてIT推進課において、選挙管理委員会で管理する選挙人名簿に登載されている約32万人の有権者のデータを、市民窓口センターで管理する住民基本台帳のデータと突合し、本籍地を付加したデータを作成する。次に選挙管理委員会において、突合された約32万件のデータから最高裁判所より配布される名簿調製支援プログラムを使用し、検察審査員候補者予定者となる対象者を抽出する訳であるが、有権者約32万人のデータを突合し検察審査員候補者予定者の対象者抽出を手作業で行うことは、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、コンピュータによる処理が妥当と考える。

イ 安全対策

選挙管理委員会では、突合処理されたデータを格納した媒体(MO)をIT推進課より受け取り、最高裁判所から配布された全国統一のプログラムである「名簿調製支援プログラム」を使用し、限られた職員により作動させ、検察審査員候補者予定者を抽出する。抽出されたデータのうち、検察審査会に送付する分のファイルについては暗号化処理を施し、選挙管理委員会事務局職員により直接、管轄の検察審査会に持参する。

また、抽出時にバックアップ用として同じデータを選挙管理委員会において保管するが、この媒体は報告した検察審査員候補者予定者に異動が生じた場合の検索及び報告用に使用するもので、検察審査員の任期中は施錠して管理し、任期の終了をもって消去する。

なお、本籍地情報を付加した検察審査員候補者予定者以外の有権者データは、対象者抽出後、即時消去する。

(ア) 検察審査員候補者予定者の名簿調製

最高裁判所より各市区町村に配布されるプログラム(CD-ROMに格納)には、「くじ抽出機能」「データ変換機能」「名簿ファイル作成機能」があり、自動で検察審査員候補者予定者名簿のファイルを調製する。また、ファイルを暗号化するアプリケーションも配布され、暗号化された検察審査員候補者予定者名簿を検察審査会に送付する。

(イ) 抽出の方法

- a くじの実施日時の取得
- b 取得した実施日時をもとに乱数を算出
- c 算出した乱数を選挙人に割当
- d 割り当てられた乱数を昇順に並び替え
- f 並び替えた昇順に必要な人数までを選定

また、検察審査員候補者予定者は各検察審査会により区分され、藤沢市においては「横浜検察審査会」の管轄であったが、平成20年7月15日の法

改正により横浜における検察審査会が横浜第一検察審査会，横浜第二検察審査会及び横浜第三検察審査会（以下「横浜第一検察審査会等」という。）となり，各検察審査会に報告をすることになる。

検察審査員候補者予定者の抽出については，各群の割当員数の合計数を1回のくじで選定し，その上位から順に割当員数に応じて第1群から第4群までの候補者予定者とみなされる。藤沢市における候補者予定者は，各審査会22人で合計66人を抽出する。

(ウ) 員数と任期

各検察審査会において最終的に選任される員数である。

- | | | | | | | |
|---|---------|-----|----|----|--------|----|
| a | 第1群（5人） | 2月 | 1日 | から | 7月31日 | まで |
| b | 第2群（6人） | 5月 | 1日 | から | 10月31日 | まで |
| c | 第3群（5人） | 8月 | 1日 | から | 1月31日 | まで |
| d | 第4群（6人） | 11月 | 1日 | から | 4月30日 | まで |

(6) 取り扱う個人情報について

ア 検察審査員候補者予定者名簿調製に係る個人情報については，次のとおりである。

(ア) 氏名

(イ) 住所

(ウ) 生年月日

(エ) 本籍

イ 提出先

横浜第一検察審査会等

ウ 提出方法

国の指示ではCD-ROMに格納した暗号化された検察審査員候補者予定者名簿を書留郵便にて送付することとなっているが，取り扱う情報の質からしても，藤沢市においては，裁判員候補者予定者名簿の送付と同様に，職員により横浜第一検察審査会等に直接持ち込みたいと考えている。

(7) 実施時期

毎年	8月中旬	有権者数の通知 (選挙管理委員会 → 横浜第一検察審査会等)
	9月 1日まで	検察審査員候補者の員数を各市区町村に割当 (横浜第一検察審査会等 → 選挙管理委員会)
	9月中	検察審査員候補者予定者の選定 (突合・選定) (窓口センター → 選挙管理委員会)
	10月15日まで	検察審査員候補者予定者名簿を送付 (選管 → 横浜第一検察審査会等)

(8) 提出資料

- ア 検察審査員候補者予定者 抽出の流れ
- イ 通知
- ウ 個人情報取扱事務届出書
- エ 検察審査会法・同施行令 新旧対照表（抜粋）
- オ 広報原稿案

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

本来、本籍地の情報は、選挙管理委員会では取扱い権限を保有しておらず、住民基本台帳を管轄する市民窓口センターに帰属しているが、検察審査会制度と裁判員制度の事務の共通化を目的に配布された名簿調製支援プログラムを使用して検察審査員候補者予定者を抽出すること及び資格調査のための事務処理の効率性を考慮しても市民窓口センターから本籍地情報を収集することが望ましい。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 目的外に利用すること及び提供することの必要性について

検察審査員となるためには、欠格事由に該当しないことが求められる。そのため検察審査会では検察庁に対して「資格調査」を実施し、審査員としての適性を判断するが、その際、各市区町村の選挙管理委員会に求めている本籍地情報を利用して照会するため、検察審査員候補者予定者名簿に本籍地情報を付加し提供することは事務処理上、必要なものである。

また、この作業は制度の円滑な運営のために、全国統一の作業とされることから、本籍地情報を提供することは必要である。

なお、対象者の抽出は毎年行われ、検察審査員候補者予定者の名簿調製に係る本籍地情報付加作業は全国各市区町村の統一事務とされるものである。

以上のことから判断すると、横浜第一検察審査会等が必要とする本籍地情報を選挙管理委員会が目的外に利用するとともに、当該個人情報及び選挙管理委員会が所管する選挙人名簿情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(3) 本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

藤沢市における検察審査員候補者予定者の対象者数は、裁判員候補者予定者の対象者数と比べると、人数的には多くはないが、対象者の抽出方法を裁判員

候補者予定者の抽出と同様に「名簿調製支援プログラム」により行うこととされたことにより、プログラム上、先ず全ての有権者に本籍地情報を付加するため、対象者は多数となり、本人以外のものから収集すること並びに目的外に利用すること及び提供することに係る管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

また、各市区町村の選挙管理委員会における抽出作業は検察審査員の候補者予定者を選定するもので、選挙管理委員会が送付した検察審査員候補者予定者名簿を基に検察審査会が作成する検察審査員候補者名簿に記載された場合には、検察審査会より候補者に対して通知を行うため、候補者予定者選定の段階での通知は、二重通知による混乱も予想される。

以上のことから判断すると、目的外に利用し提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、個人情報の目的外提供等については、市の広報紙等により周知を図っていくこととしている。ただし、諮問書添付の広報原稿の文言が、無作為抽出をした後に本籍地情報を付加するように読めるため、先に本籍地情報を付加した後に無作為抽出をする旨が分かるような文言に修正すること及び広報による周知は毎年行うことを条件とするものである。

(4) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

検察審査員候補者予定者の抽出については、裁判員候補者予定者の抽出同様に、前段階としてIT推進課において、選挙管理委員会で管理する選挙人名簿に登載されている約32万人の有権者のデータを、市民窓口センターで管理する住民基本台帳のデータと突合し、本籍地を付加したデータを作成する。次に選挙管理委員会において、突合された約32万件のデータから最高裁判所より配布される名簿調製支援プログラムを使用し、検察審査員候補者予定者となる対象者を抽出する訳であるが、有権者約32万人のデータを突合し検察審査員候補者予定者の対象者抽出を手作業で行うことは、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。ただし、本件システムを使用する場合は、検察審査員候補予定者以外の者の本籍地情報も目的外に利用することになる。そこで、利用する情報を必要最小限にするために、無作為抽出をした後に本籍地情報を付加することもできるようなシステムに変更するように裁判所へ申し入れをすることを条件とするものである。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

選挙管理委員会では、突合処理されたデータを格納した媒体（MO）をIT推進課より受け取り、最高裁判所から配布された全国統一のプログラムである「名簿調製支援プログラム」を使用し、限られた職員により作動させ、検察審査員候補者予定者を抽出する。抽出されたデータのうち、横浜第一検察審査会等に送付する分のファイルについては暗号化処理を施し、選挙管理委員会事務局職員により直接、管轄の横浜第一検察審査会等に持参する。

また、抽出時にバックアップ用として同じデータを選挙管理委員会において保管するが、この媒体は報告した検察審査員候補者予定者に異動が生じた場合の検索及び報告用に使用するもので、検察審査員の任期中は施錠して管理し、任期の終了をもって消去する。

なお、本籍地情報を付加した検察審査員候補者予定者以外の有権者データは、対象者抽出後、即時消去する。

また、最高裁判所より各市区町村に配布されるプログラム（CD-ROMに格納）には、「くじ抽出機能」「データ変換機能」「名簿ファイル作成機能」があり、自動で検察審査員候補者予定者名簿のファイルを調製するが、同時にファイルを暗号化するアプリケーションも配布され、暗号化された検察審査員候補者予定者名簿を検察審査会に送付する。

さらに、実施機関では、国の指示ではCD-ROMに格納した暗号化された検察審査員候補者予定者名簿を書留郵便にて送付することとなっているが、取り扱う情報の質からしても、藤沢市においては、裁判員候補者予定者名簿の送付と同様に、職員により横浜第一検察審査会等に直接持ち込みたいと考えているとのことである。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

(5) 要望

なお、2008年（平成20年）7月10日に開催された第9回藤沢市個人情報保護制度運営審議会において、諮問第327号 選挙人名簿の調製並びに閲覧及び縦覧に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び提供すること並びに目的外に利用すること及び提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、審議しており、同日付けの答申第327号において承認をしている。この諮問第327号についても、本諮問案件とほぼ同様の内容であり、広報周知を毎年行う必要があることは変わりはないため、本案件と同様に、広報周知を毎年行うことを要望するもので

ある。

以 上